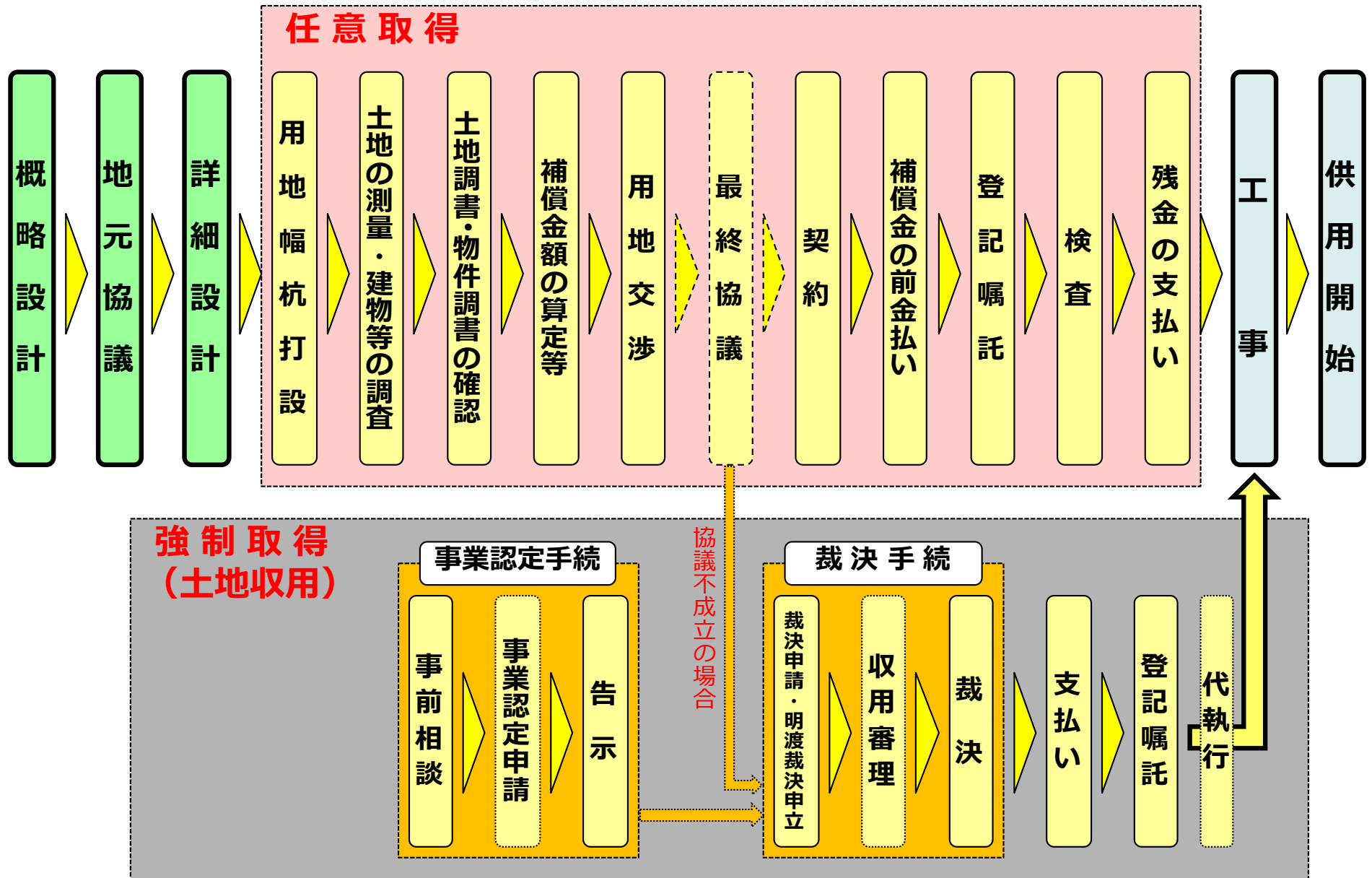


# 土地収用にかかる申請作業の外注化について

---

# 公共用地取得事務の流れ



# 土地収用に係る申請作業に関する発注業務

公共用地の取得にあたり、地権者の同意が得られない場合などの理由により、収用手続きに移行した場合は、以下の申請図書等の作成及び調査等の多くを補償コンサルタント業者等に外注している。

## 用地調査等業務（事業認定申請図書作成）

業務概要	土地収用法第16条に規定する事業の認定を受けるため、法18条に規定される事業認定申請書及び添付資料等を作成する業務
主な業務内容	現地踏査、資料の収集及び作成、事業認定申請書等の作成（事業認定申請書、事業計画書、法4条地土地調書など）、添付図面の作成（起業地表示図、法4条地表示図、関連事業表示図など）

## 用地調査等業務（裁決申請図書作成）

業務概要	土地収用法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成する業務
主な業務内容	現地踏査、裁決申請図書の作成（裁決申請書、事業計画書、法36条に定める土地調書など）、図面の作成（土地調書添付図面など）

## 用地調査等業務（明渡裁決申立書作成）

業務概要	土地収用法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及びこれに関連する参考資料を作成する業務
主な業務内容	現地踏査、明渡裁決申立書の作成（明渡裁決申立書、法36条に定める物件調書など）、図面の作成（物件調書添付図面）